

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づく一時保護解除決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇センター所長（以下「処分庁」という。）が令和4年9月22日付けの一時保護解除決定通知書により請求人に対して行った、〇〇さん（以下「長女」という。）及び〇〇さん（以下「次女」といい、長女と併せて「本児ら」という。）に係る一時保護解除決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求めている。

- 1 請求人は、生物学上の性別は男性であるが、性自認は女性であり、女性への性別の取扱いの変更の審判を受け、同審判は平成〇〇年〇〇月〇〇日に確定した。

請求人の提供した凍結保存精子により母は懐胎し、同年〇〇月〇〇日に長女は出生し、同様に凍結保存精子を利用する方法によって令和〇年〇〇月〇〇日に次女は出生した。DNA鑑定の結果、請求人が長女及び次女の生物学的父親であるとの意見が出されているが、戸籍上、次女の父親の欄は空欄である。

請求人は、長女誕生後しばらくは勤務先の〇〇で生活していたが、その後都内に転勤することになり、同居して家族3人での生活を開始した。その後、次女が出生し、4人で生活を共にしていた。請求人の外見は女性であるため、家には母親が2人いるような状態であった。

母はうつ状態であることもあってか、長女の養育に困難を覚えてい

たようであり、請求人が出張等のときは、本児らをショートステイに預けていた。また、〇〇上で長女を長期間児相に預けたいなどと発信していた。そして、ついに母は長女を殴り、收拾がつかなくなったために自ら警察に通報し、本児らは都児相に一時保護された。

長女への暴力、母の精神状態及び生活環境からすれば、母は親権者として不適格である。

そして、請求人と本児らとの関係、監護計画、請求人の健康状態・経済力等からすれば、請求人が監護者、親権者（親権者変更審判中である。）にふさわしい。

したがって、母宅への家庭引取りとする一時保護解除決定（本件処分）を取り消す必要がある。

- 2 次女については、請求人との間での認知が認められておらず、法律上、請求人と次女との間には何らの関係もない。しかし、次女と請求人との間で、生物学上の親子関係があることは明らかであり、また、親子としての生活実態もあった。

したがって、次女についても、返すのであれば請求人とすることが認められるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 3月15日	諮問
令和6年 5月14日	審議（第88回第3部会）
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護者の定義

法6条は、この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人

その他の者で、児童を現に監護する者をいうとしている。

(2) 一時保護

ア 法 3 3 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 3 3 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 2 7 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

また、法 3 3 条 5 項は、親権者の意に反して、2 か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

イ 「一時保護ガイドライン」（平成 3 0 年 7 月 6 日付子発 0 7 0 6 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)では、一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントであり、両者が時期的に並行することもあるとし、一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とするとしている。

また、ガイドラインⅡ・5・(3)では、一時保護の解除について、子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除するとし、一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、関係機関等に連絡するなど必要な措置を講ずるとしている。

ガイドラインは、地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、合理的なものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件各通告を受け、本件一時保護を行ったが、その後の調査やアセスメントを行った結果、家庭復帰が本児らの福祉に適うものと判断し、一時保護を継続する必要性

がなくなったとして、本件一時保護を解除し、本児らを母宅に復帰させたことが認められる（本件処分）。

児童票、指導経過記録票その他の記録からみて、本件処分は、担当職員が母、本児ら及び請求人と面接を実施し、本児らの心身の状況や意向を十分に確認し、母に対して虐待行為への注意指導を行うとともに、今後の養育体制等を慎重に確認した上で行われたものと認められる。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とされ、子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除するとされていることを踏まえれば（１・（２）・イ）、処分庁の上記判断に不合理な点はなく、本件処分は、上記１の法令等の定めに則り適正になされたものといえることができる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、長女への暴力、母の精神状態及び生活環境からすれば、母は親権者として不適格であり、請求人が監護者、親権者にふさわしい旨主張する。

しかし、処分庁が、調査やアセスメントを行った結果、家庭復帰が本児らの福祉に適うものと判断し、母による今後の養育体制等を慎重に確認の上、本児らを母宅へ復帰させた本件処分に違法又は不当な点が認められないことは、上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子